

### 3 市民税・県民税

市民税は、地域社会の会費として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有する税です。

市民税には、個人が負担する個人市民税と、会社などが負担する法人市民税とがあり、それぞれ均等の額によって納める均等割と所得などに応じて納める所得割（会社などの場合には法人税割）があります。

また、個人の市民税は、一般に県民税と合わせて住民税（市民税・県民税）と呼ばれます。県民税の申告と納税は、納税者のみなさんの便宜を図るため、市民税と合わせて行うことになっています。

#### (1) 個人の市民税・県民税

##### ア 納税義務者

次に掲げる方は、市民税・県民税の納税義務があります。

納 税 義 務 者	納めるべき税	
	均等割	所得割
市内に住所がある個人	○	○
市内に事務所、事業所又は家屋敷がある個人で、その市に住所がない方	○	

市内に住所を有するかどうか、また、事務所などを有するかどうかは、その年の1月1日現在（これを賦課期日といいます。）の状況で判断されます。

##### 市民税・県民税が課税されない方

均等割も所得割も課税されない方	① 令和5年1月1日現在生活保護法による生活扶助を受けている方 ② 障がい者・未成年者（平成17年1月3日以降の生まれで未婚）・寡婦・ひとり親のいずれかに該当する方で、令和4年中の合計所得金額が135万円以下の方 ③ 令和4年中の合計所得金額が次の金額以下の方（判定には、16歳未満の扶養親族も含みます。） ・同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合 →45万円（給与収入金額では100万円） ・同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 →35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の数）＋21万円＋10万円
所得割が課税されない方	① 所得控除の合計額が総所得金額を上回る方 ② 令和4年中の総所得金額等が次の金額以下の方（判定には、16歳未満の扶養親族も含みます。） ・控除対象配偶者及び扶養親族を有しない場合 →45万円（給与収入金額では100万円） ・控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合 →35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の数）＋32万円＋10万円

## イ 税額の計算方法

**均等割**……市民税 3,500 円、県民税 1,800 円（県民税は超過課税（水源環境保全税）による上乗せ分 300 円を含む。）

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、臨時の措置として市民税・県民税の均等割の標準税率が引き上げられました。

藤沢市及び神奈川県においてもこの法律の趣旨を踏まえ、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、藤沢市及び神奈川県が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、臨時の措置として、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間、市民税及び県民税の均等割額がそれぞれ 500 円ずつ引き上げられます。

**所得割**…… 
$$\frac{(\text{総所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額}}{\text{課税総所得金額}}$$

所得とは、次表の所得の種類に応じて、それぞれ 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の収入金額から、原則として、その収入を得るための必要経費を差し引いたものをいいます。

なお、市民税・県民税は所得税と異なり、前年中の所得を基準として計算されますので、令和 5 年度の市民税・県民税は、令和 4 年中の所得金額が対象となります。

また、退職所得、山林所得、土地建物の譲渡所得、株式等の譲渡所得などについては、他の所得と分離して、所得ごとに特別な所得割額の計算を行います。

**総所得金額**……総合長期譲渡所得と一時所得の合計額の 1 / 2 に相当する金額と、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合短期譲渡所得、雑所得の金額との合計額

**合計所得金額**……総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額（平成 10 年 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間については適用なし）、分離短期譲渡所得の金額、分離長期譲渡所得の金額、分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額

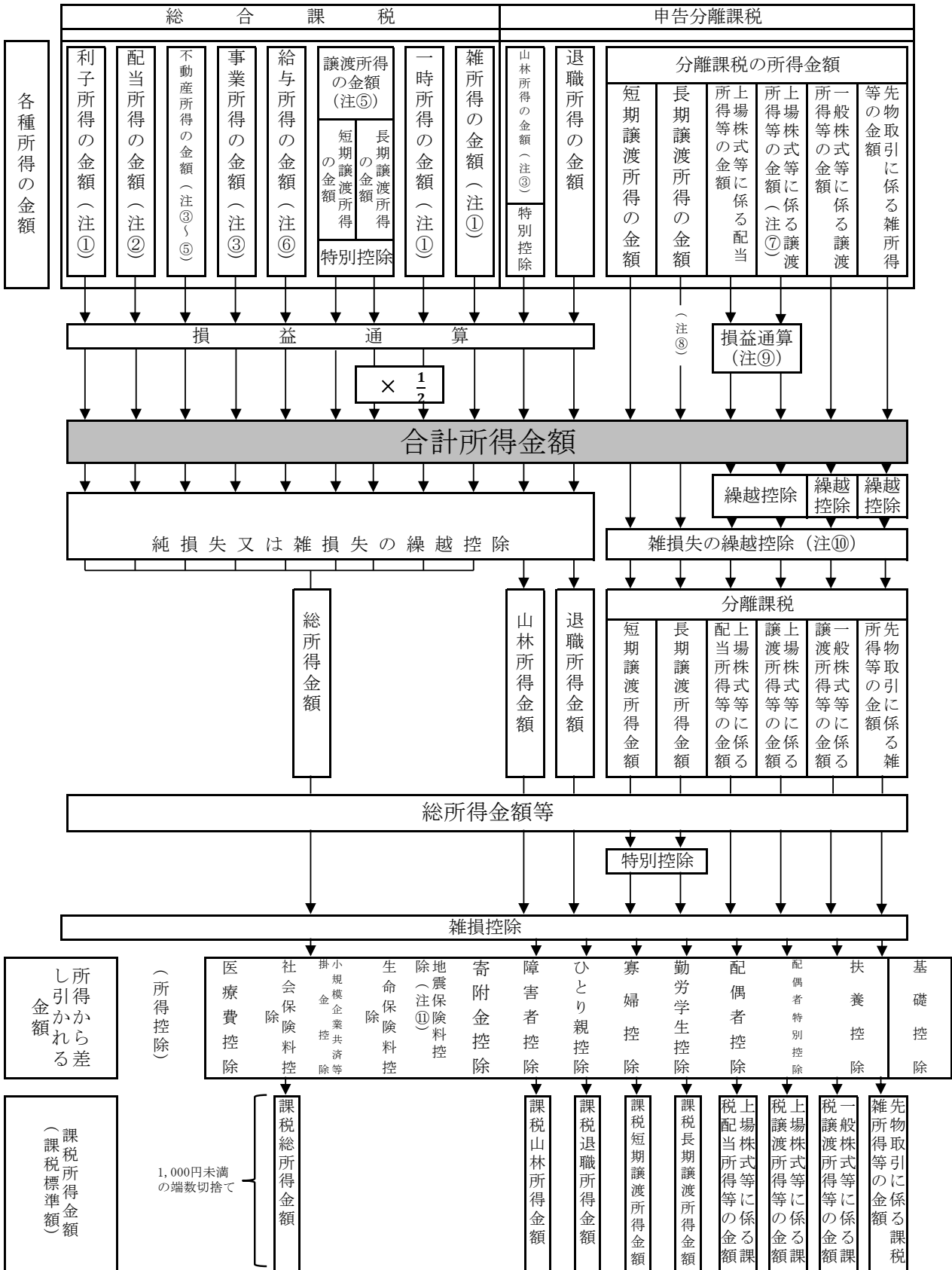
※ただし、損失の繰越控除を適用する場合は適用前の金額、また下線のついている所得については、特別控除前の金額

**総所得金額等**……総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額（平成 10 年 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間については適用なし）、分離短期譲渡所得の金額、分離長期譲渡所得の金額、分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額

※ただし、損失の繰越控除を適用する場合は適用後の金額、また下線のついている所得については、特別控除前の金額

**課税総所得金額**……総所得金額から所得控除額を差し引いた金額（千円未満の端数を切り捨てた金額）

計算過程における損益通算の概念図



(注)

- ① 源泉分離課税の適用を受けるものを除きます（措法 3①、3の3①、41の9、41の10①、41の12①）。
- ② 源泉分離課税の適用を受けるもの及び申告をしないことを選択した配当を除きます（措法 8の2①、8の3①、8の5）。
- ③ 有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約を締結している個人組合員の不動産所得、事業所得及び山林所得の金額の計算上、その契約に基づいて営まれた組合事業から生じた不動産所得、事業所得及び山林所得の損失額のうち出資金額等を基に計算される一定の金額を超える部分の金額については、必要経費とすることはできません（措法 27の2）。
- ④ 不動産所得を生ずべき事業を行う民法組合等の個人組合員（組合事業に係る重要な業務執行の決定に関与し、契約を締結するための交渉等を自ら執行する個人組合員を除く。）又は特定受益者（信託の受益者等をいう。）の不動産所得の金額の計算上、組合事業又は信託から生じた不動産所得の損失はなかったものとみなされます（措法 41の4の2、法 13①②）。
- ⑤ 令和2年度税制改正により、令和3年分以後の所得税については、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する個人の不動産所得の金額の計算上、その国外不動産所得の損失はなかったものとみなされます（措法 41の4の3）。
- ⑥ その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者で、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する等の一定の要件を満たした場合には、給与所得の金額から一定の計算を行った金額を控除することとされています（措法 41の3の3①②）。
- ⑦ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得で、申告をしないことを選択したものを除きます（措法 37の11の5①）。
- ⑧ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失については他の所得との損益通算及び繰越控除を適用することができます（措法 41の5、41の5の2）。
- ⑨ 上場株式等に係る配当所得等の金額と損益通算の対象となるのは、上場株式等に係る譲渡損失の金額ですが、その金額は上場株式等に係る譲渡所得等の金額（措法 37の11①）の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の計算を行った金額をいいます（措法 37の12の2①②）。
- ⑩ 分離課税とされる長期譲渡所得及び短期譲渡所得、上場株式等に係る配当所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額は、他の所得との損益通算、純損失の繰越控除は適用されません（ただし、上場株式等に係る配当所得等の金額は⑦に掲げる上場株式等に係る譲渡損失の金額とのみ損益通算できる）が、雑損失の繰越控除は適用することができます（措法 31①③二、32①④、8の4③二、37の10①⑥四、37の11①⑥、41の14①②三）。
- ⑪ 平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料を支払った場合を含みます（18 改正法附 10②③）。

※凡例

本ページ中に引用する法令については、次の略称を使用しています。

措法———租税特別措置法

法———所得税法

18 改正法附——平成 18 年度所得税法改正附則



(ア) 所得の種類及び計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
1. 利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
2. 配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
3. 不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
4. 事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
5. 給与所得	社員の給料、賞与など	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
6. 退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × 1 / 2 = 退職所得の金額
7. 山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額
8. 譲渡所得	土地などの財産を売った場合の所得	収入金額－譲渡資産の取得費－譲渡費用－特別控除額＝譲渡所得の金額
9. 一時所得	生命保険の満期一時金など	収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額＝一時所得の金額
10. 雑所得 (年金など)	上記のいずれにも該当しない所得	(公的年金等の収入金額－公的年金等控除額) + (その他の収入金額－必要経費) = 雑所得の金額

a. 給与所得の求め方

給与所得については、次の表のとおり計算します。(単位：円)

収入金額	所得金額
～ 550,999	0
551,000 ～ 1,618,999	収入金額 － 550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000 (定額)
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000 (定額)
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000 (定額)
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000 (定額)
1,628,000 ～ 1,799,999	(A) × 0.6 + 100,000
1,800,000 ～ 3,599,999	(A) × 0.7 － 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999	(A) × 0.8 － 440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	収入金額 × 0.9 － 1,100,000
(※) 8,500,000 ～	－ 1,950,000

(注1) (A) は、下の式により計算した額となります。

$$(A) = \{ \text{収入金額} \div 4,000 \text{ (小数点第1位以下切り捨て)} \} \times 4,000$$

(例) 給与収入が 5,578,923 円の場合

$$5,578,923 \div 4,000 \text{ (小数点第1位以下切り捨て)} = 1,394$$

$$1,394 \times 4,000 = 5,576,000$$

$$5,576,000 \times 0.8 = 4,460,800$$

$$4,460,800 - 440,000 = 4,020,800 \rightarrow \text{給与所得は 4,020,800 円になります。}$$

(注2) 所得金額調整控除の適用

A. 給与等の収入金額で850万円を超える方(※)で次の①～③のいずれかに該当する場合  
給与所得の金額から下記の調整額が控除されます。

- ①納税者本人が特別障がい者である
- ②23歳未満の扶養親族がいる
- ③特別障がい者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる

【調整額】 (給与等の収入金額 (1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

B. 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合次の調整額が給与所得の金額から控除されます。

【調整額】 (給与所得控除後の給与等の金額 (10万円が限度) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円が限度)) - 10万円

## b. 雑所得(公的年金等)の求め方

国民年金、厚生年金、共済年金等の公的年金等については、収入金額の合計額から次のとおり計算します。

【65歳未満】 年金収入(A)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			
	1000万円以下	1000万円超 2000万円以下	2000万円超	令和2年度以前
130万円未満	-60万円	-50万円	-40万円	-70万円
130万円以上 ～410万円未満	(A) × 0.75 -27.5万円	(A) × 0.75 -17.5万円	(A) × 0.75 -7.5万円	(A) × 0.75 -37.5万円
410万円以上 ～770万円未満	(A) × 0.85 -68.5万円	(A) × 0.85 -58.5万円	(A) × 0.85 -48.5万円	(A) × 15% +78.5万円
770万円以上 ～1000万円以下	(A) × 0.95 -145.5万円	(A) × 0.95 -135.5万円	(A) × 0.95 -125.5万円	(A) × 0.95 -155.5万円
1000万円超	-195.5万円	-185.5万円	-175.5万円	
【65歳以上】 年金収入(A)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			
	1000万円以下	1000万円超 2000万円以下	2000万円超	令和2年度以前
330万円未満	-110万円	-100万円	-90万円	-120万円
330万円以上 ～410万円未満	(A) × 0.75 -27.5万円	(A) × 0.75 -17.5万円	(A) × 0.75 -7.5万円	(A) × 0.75 -37.5万円
410万円以上 ～770万円未満	(A) × 0.85 -68.5万円	(A) × 0.85 -58.5万円	(A) × 0.85 -48.5万円	(A) × 0.85 -78.5万円
770万円以上 ～1000万円以下	(A) × 0.95 -145.5万円	(A) × 0.95 -135.5万円	(A) × 0.95 -125.5万円	(A) × 0.95 -155.5万円
1000万円超	-195.5万円	-185.5万円	-175.5万円	

(イ) 所得控除の種類

種 類	要 件	控 除 額
雑損控除	前年中に災害などにより、資産について損失を受けた場合	次のいずれか多い金額 ① (損失の金額－保険などにより補填された額)－(総所得金額等×1/10) ② (災害関連支出の金額－保険などにより補填された額)－5万円
医療費控除	前年中に医療費等を支払った場合	次の①、②のうちいずれかの控除を受けることができます。 <b>①医療費控除</b> 本人や生計を一にする配偶者やその他親族が、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に支払った医療費がある場合、下記のア、イのうち多い方の金額 (控除最高限度額2,000,000円)  ア (支払った医療費－保険等で補填される金額)－100,000円 イ (支払った医療費－保険等で補填される金額)－総所得金額等の5% (小数点以下切り捨て)  <医療費控除の対象となるものの例> ・ 医師や歯科医師に支払った医療費 ・ 病院や診療所等に支払った医療費 ・ 病気やけがの治療、療養のために購入した医薬品の代金 ・ 治療のためにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師に支払った施術費 (単に疲れを癒したり、体調を整えるといった治療に直接関係ないものは対象外) ・ 病院等に通院するために支払った電車、バス等の交通費 (やむを得ない場合を除きタクシー代は対象外) ・ 寝たきりの方のおむつ代 ※医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要 ・ ストマ用装具の購入費 ※医師が発行した「ストマ用装具使用証明書」が必要  <医療費控除の対象とならないものの例> ・ 健康診断、人間ドック等の治療を目的としない費用 (※人間ドックや各種検査により病気が見つかри、治療が必要となった場合は対象となります。) ・ 健康食品やドリンク剤 ・ 自己都合で利用したときの差額ベッド代 ・ インフルエンザ等の予防接種料 ・ 診断書作成のための文書料

種 類	要 件	控 除 額
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・近視、遠視のために買った眼鏡代、コンタクトレンズの費用</li> <li>・美容目的のための歯列矯正費用</li> <li>・自家用車で通院したときのガソリン代や駐車料金</li> </ul> <p><b>②セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）</b></p> <p>本人や生計を一にする配偶者やその他親族が、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に、スイッチ OTC 医薬品（※1）を購入した場合、その年中に支払った額1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合は8万8千円）について、「医療費控除の特例」を受けることができます。ただし、医療費控除の特例を受ける場合は、一定の取組（※2）を行っている必要があります。</p> <p>（控除最高限度額 88,000 円）</p> <p><b>（支払ったスイッチ OTC 医薬品の総額－保険金等で補填される金額）－ 12,000 円</b></p> <p>（※1）要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品※医療機関で処方された医薬品は同制度の対象外です。（詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。）</p> <p>（※2）健康保持増進及び疫病への予防の取組として次のいずれかを実施していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査</li> <li>・予防接種</li> <li>・定期健康診断</li> <li>・特定健康診査</li> <li>・がん検診</li> </ul>
社会保険料控除	前年中に社会保険料（国民健康保険、国民年金など）を支払った場合	支払った額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度に基づいた掛金、確定拠出年金の個人型年金加入者掛金を支払った場合	支払った額



種 類	要 件	控 除 額																				
生命保険料 控除	<p>前年中に生命保険契約などの保険料を支払った場合</p> <p>①旧契約→平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等</p> <p>②新契約→平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等</p> <p>※同じ保険区分で旧契約と新契約の両方について控除を受ける場合は、右記の計算式でそれぞれの控除額を計算し合算した金額が控除金額となります。ただし、この際の限度額は28,000円になります。（旧契約のみで控除を受けたほうが控除額が大きい場合は限度額が35,000円になります。）</p>	<p>次の①旧契約（一般生命保険・個人年金保険）、②新契約（一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険）の控除額の合計 （控除限度70,000円）</p> <p>①支払った保険料が旧契約に基づく生命保険料の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払保険料×1/2 +7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払保険料×1/4 +17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円（限度額）</td> </tr> </tbody> </table> <p>②支払った保険料が新契約に基づく生命保険料の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払保険料×1/2 +6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払保険料×1/4 +14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円（限度額）</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の額	控 除 額	15,000円以下	全額	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2 +7,500円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4 +17,500円	70,001円以上	35,000円（限度額）	支払った保険料の額	控 除 額	12,000円以下	全額	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2 +6,000円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4 +14,000円	56,001円以上	28,000円（限度額）
支払った保険料の額	控 除 額																					
15,000円以下	全額																					
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2 +7,500円																					
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4 +17,500円																					
70,001円以上	35,000円（限度額）																					
支払った保険料の額	控 除 額																					
12,000円以下	全額																					
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2 +6,000円																					
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4 +14,000円																					
56,001円以上	28,000円（限度額）																					
地震保険料 控除	<p>前年中に地震保険などの保険料を支払った場合</p> <p>※旧長期損害保険契約で、地震保険の対象となる補償も兼ね備えている契約の場合、いずれか一方の証明額に基づく控除額の選択となります。 （控除額の多い方を選択）</p>	<p>次の①、②、③いずれかの控除額 （控除限度25,000円）</p> <p>①地震保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の合計額</th> <th>地震保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料の1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②旧長期損害保険料…平成18年末までに契約した保険期間10年以上で満期返戻金のある損害保険</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の合計額</th> <th>損害保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③地震保険料と旧長期損害保険の両方有る場合</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①より求めた控除額+②により求めた控除額（最高25,000円）</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の合計額	地震保険料控除額	50,000円以下	支払保険料の1/2	50,001円以上	25,000円	支払った保険料の合計額	損害保険料控除額	5,000円以下	支払保険料の全額	5,001円～15,000円以下	支払保険料×1/2 +2,500円	15,001円以上	10,000円	①より求めた控除額+②により求めた控除額（最高25,000円）					
支払った保険料の合計額	地震保険料控除額																					
50,000円以下	支払保険料の1/2																					
50,001円以上	25,000円																					
支払った保険料の合計額	損害保険料控除額																					
5,000円以下	支払保険料の全額																					
5,001円～15,000円以下	支払保険料×1/2 +2,500円																					
15,001円以上	10,000円																					
①より求めた控除額+②により求めた控除額（最高25,000円）																						

種 類	要 件	控 除 額
障害者控除	<p>本人、その同一生計配偶者又は扶養親族（年少扶養親族を含む）が障がい者の場合</p> <p>※障がい者であるかどうかの判断は、前年の12月31日（年の中途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況</p>	<p>26万円 （特別障がい者の場合・・・30万円） （同居特別障がい者の場合・・・53万円）</p>
ひとり親控除・寡婦控除	<p><b>ひとり親</b> 現に婚姻していない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、次に該当する場合</p> <p>①生計を一にする子（総所得金額等48万円以下で、他の者の・同一生計配偶者又は扶養親族とされていない方）を有する</p> <p>②合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>③事実上婚姻関係と同様の事情になると認められる方がいないこと</p>	30万円
	<p><b>寡婦</b> 次の①又は②のいずれかに該当する女性で、ひとり親に該当しない場合</p> <p>①離別で次のA～Cの要件を満たす場合</p> <p style="margin-left: 2em;">A 扶養親族を有すること</p> <p style="margin-left: 2em;">B 合計所得金額が500万円以下であること</p> <p style="margin-left: 2em;">C 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと</p> <p>②死別で①のB・Cの要件を満たす場合</p>	26万円
勤労学生控除	前年の合計所得金額が75万円以下、かつ、自己の勤労による所得以外の所得が10万円以下の勤労学生	26万円

種 類	要 件	控 除 額
配偶者控除	前年の12月31日（年の中途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、納税義務者と生計を一にする親族などで前年の合計所得金額が48万円以下の方がいる場合	次ページ別表1のとおり
扶養控除	<p>（年齢等の要件）</p> <p>①老人控除対象配偶者及び老人扶養親族 70歳以上（昭和28年1月1日以前生まれ）の方</p> <p>②同居老親等扶養控除 老人扶養親族のうち納税者又はその配偶者いずれかと同居しており、かつそれらの直系尊属である方</p> <p>③特定扶養親族 19歳以上23歳未満（平成12年1月2日から平成16年1月1日までの生まれ）の方</p> <p>④扶養親族 16歳以上で①～③以外（平成16年1月1日以前生まれ）の方</p> <p>⑤年少扶養親族 16歳未満（平成19年1月2日以降生まれの方）</p>	<p>①老人扶養親族一人につき ……38万円</p> <p>②同居老親等扶養親族一人につき…45万円</p> <p>③特定扶養親族一人につき ……45万円</p> <p>④上記以外の扶養親族一人につき…33万円</p> <p>⑤年少扶養親族 ……0円</p>
配偶者特別控除	<p>前年の合計所得金額が1,000万円以下の方で配偶者を有する場合</p> <p>（※配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は、配偶者控除が適用となりますので、配偶者特別控除を申告することはできません。）</p>	次ページ別表1のとおり
基礎控除	合計所得金額に応じて段階的に変動	次ページ別表2のとおり

<別表1>

		納税（義務）者の合計所得の金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	33万円	22万円	11万円	
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 100万円以下	33万円	22万円	48万円超 105万円以下	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円		
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	105万円超 110万円以下	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	110万円超 115万円以下	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	115万円超 120万円以下	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	120万円超 125万円以下	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	125万円超 130万円以下	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	130万円超 133万円以下	1万円
	133万円超	配偶者控除・配偶者特別控除適用なし			

控除適用なし

<別表2>

合計所得金額	基礎控除額	
	令和3年度以降	令和2年度以前
2400万円以下	43万円	33万円 (所得制限なし)
2400万円超～2450万円以下	29万円	
2450万円超～2500万円以下	15万円	
2500万円超	0円	

## (ウ) 市民税・県民税所得割額の税率

平成 19 年度から市民税・県民税の所得割額の税率は合計で一律 10%となりました。

市民税 6%

県民税 4%(神奈川県の特例課税(水源環境保全税)分を含めると 4.025%となります。)

## (エ) 税額控除の種類

### a. 配当控除

種類		課税標準額		1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税		
私募証券投資信託等	特定外貨建証券投資信託(外貨比率特に高いもの)	適用なし	適用なし	適用なし	適用なし		
	一般外貨建証券投資信託(外貨比率高いもの)	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		
	私募証券投資信託(一般外貨建てを除く)	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
利益の配当		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		

※上場株式等の配当等で、申告不要制度又は申告分離課税を選択したものは対象外。

### b. 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けており、所得税で引き切れない方を対象として、一定の金額を市民税・県民税所得割額から控除します。対象者によって、控除額の算出方法が次の2通りあります。

居住開始年月日	控除額の算出方法
平成 25 年 1 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日、平成 26 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日の間に入居した方のうち消費税 8%又は 10%が適用されていない方	次の①～③のうち最も少ない金額 ①住宅借入金等特別控除可能額から所得税を差し引いた金額 ②所得税の課税総所得金額+課税退職所得金額+課税山林所得金額の合計額の 5% ③97,500 円
平成 26 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日(※1又は※2に該当する方)、令和 4 年中に入居し特別特例取得又は特例特別特例取得に該当する方 ※1 消費税 8%又は 10%が適用されている方 ※2 東日本大震災により自己の居住用家屋が滅失して居住の用に供することができなくなった納税者が住宅の再取得等をして居住の用に供した方	次の①～③のうち最も少ない金額 ①住宅借入金等特別控除可能額から所得税を差し引いた金額 ②所得税の課税総所得金額+課税退職所得金額+課税山林所得金額の合計額の 7% ③136,500 円

## c. 寄附金税額控除

### (a) 控除対象

次の団体に寄附をした場合には、前年中に寄附した金額（総所得金額等の30%を上限）から2千円を差し引いた額が控除対象額となります。

- ① 都道府県、市区町村
- ② 住所地の都道府県共同募金会
- ③ 住所地の日本赤十字社の支部
- ④ 都道府県や市区町村が条例により指定した団体

※①の都道府県、市区町村に対する寄附金については、上記の措置と合わせ、適用下限額（2千円）を超える部分について、市民税・県民税所得割額の概ね2割を限度として所得税と合わせて全額を控除できます。

### (b) 計算方法

#### ① 県民税からの控除額

基本控除：{寄附金額(総所得金額等の30%が上限)－2,000円}×4%

特例控除：(地方公共団体への寄附金額－2,000円)×特例控除率×2/5

→県民税寄附金税額控除額＝基本控除＋特例控除

#### ② 市民税からの控除額

基本控除：{寄附金額(総所得金額等の30%が上限)－2,000円}×6%

特例控除：(地方公共団体への寄附金額－2,000円)×特例控除率×3/5

→市民税寄附金税額控除額＝基本控除＋特例控除

※特例控除率は「100%－10%（標準税率の市民税6%・県民税4%）－（※特例控除額の計算に用いる割合）×1.021」となります。

※特例控除額の計算に用いる割合

課税総所得金額－人的控除差額割合の金額	割合
1,950,000円以下	5%
1,950,001円～3,300,000円以下	10%
3,300,001円～6,950,000円以下	20%
6,950,001円～9,000,000円以下	23%
9,000,001円～18,000,000円以下	33%
18,000,001円～40,000,000円以下	40%
40,000,001円以上	45%

(注) 課税退職所得、課税山林所得、土地・建物・株式等の譲渡による所得など分離課税が適用される所得を有する方で、課税総所得金額を有しない方、又は人的控除額の差額の合計が課税総所得金額を上回る方は、適用される割合が異なります。

※特例控除は市民税・県民税所得割額の20%を上限とします。

### (c) ふるさと納税ワンストップ納税特例制度について

ふるさと納税ワンストップ納税特例制度とは、確定申告書及び市民税・県民税申告書を提出する必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合であって、それらの申告書を提出しない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な仕組みです。

※この特例を受ける場合は、ふるさと納税先団体へ「申告特例申請書」の提出が必要です。

※6団体以上に寄附をする場合や、医療費控除等を受けるため確定申告書又は市民税・県民税申告書を提出する方は、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した寄附金控除は受けることはできません。確定申告書又は市民税・県民税申告書を提出する際に寄附金控除を申告する必要があります。

※ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、市民税・県民税からの控除で税の軽減が行われます(ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う市民税・県民税が軽減されます)。

### d. 外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の法令により所得税等が課税された場合には、所得税、県民税及び市民税の控除限度額の範囲内において、まず、所得税から控除し、所得税で控除しきれない場合は、県民税所得割額から控除します。それでも控除しきれない場合は市民税所得割額から控除されます。

※所得税の確定申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書が添付されている場合に適用。

### e. 調整税額控除

国から地方への税源移譲に伴い、納税者が納める所得税と市民税・県民税の合計額が増加しないように、所得税と市民税・県民税の人的控除額の差に応じて市民税・県民税を減じる措置です。

(調整税額控除の計算方法)

所得割の納税義務者については所得税と市民税・県民税の人的控除の差額から、次の計算方法により求めた額を所得割額から控除します。

- ① 合計課税所得金額(課税総所得金額+課税退職所得金額+課税山林所得金額)が200万円以下の場合  
次のaとbのいずれか小さい額の市民税3%・県民税2%に相当する額
  - a 人的控除額の差の合計額
  - b 合計課税所得金額
- ② 合計課税所得金額が200万円を超える場合  
{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} (ただし、5万円以下の場合には5万円とする。)の市民税3%・県民税2%に相当する額

調整税額控除における所得税と市民税・県民税の人的控除額の差額表

項 目		控 除 額	所得税との控除額の差額	
人的控除額一覧	同居老親等	45万円	13万円	
	老人扶養	38万円	10万円	
	特定扶養	45万円	18万円	
	一般扶養	33万円	5万円	
	普通障害者	26万円	1万円	
	特別障害者	30万円	10万円	
	同居特別障害者	53万円	22万円	
	寡婦	26万円	1万円	
	寡夫(令和2年度まで適用)	26万円	1万円	
	寡婦特別(令和2年度まで適用)	30万円	5万円	
	ひとり親(令和3年度以降適用)	30万円	5万円(男性は1万円)	
	勤労学生	26万円	1万円	
	基礎(令和2年度まで)	33万円	5万円	
	基礎 (令和3 年度 以降)	合計所得 2,400 万円以下	43万円	5万円
		合計所得 2,400 万円超 2,450 万円以下	29万円	3万円
		合計所得 2,450 万円超 2,500 万円以下	16万円	1万円
合計所得 2,500 万円超		なし		



調整控除の対象となる配偶者控除及び配偶者特別控除における所得税と  
市民税・県民税の人的控除差額

納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	合計所得金額 100万円超は適用なし
		人的控除額の差額	人的控除額の差額	人的控除額の差額	
配偶者 控 除	一 般	5万円	4万円	2万円	
	老 人	10万円	6万円	3万円	
配偶者特別 控 除	配偶者の合計所得金額※				
	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円	
	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円	
	55万円以上 100万円以下	適用なし	適用なし	適用なし	
	100万円超 105万円以下				
	105万円超 110万円以下				
	110万円超 115万円以下				
	115万円超 120万円以下				
	120万円超 125万円以下				
	125万円超 130万円以下				
	130万円超 133万円以下				
	133万円超				

f. 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

上場株式等の配当による所得や、特別（源泉）徴収有りの特定口座において株式等を譲渡した際の所得等、事前に市民税・県民税が特別（源泉）徴収されているものを申告した場合、その所得は合計所得金額に算入され、特別（源泉）徴収税額（配当割額・株式等譲渡所得割額）は、市民税・県民税の所得割額（税額控除後）から控除されます。（その所得を申告することで国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・医療費負担割合等の算定に影響が生じる可能性があります。）

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

（市民税・県民税の計算例）

設例：会社員で5人世帯

夫婦、子ども3人（妻子は所得なし、子は15歳、17歳、20歳の計3人）

前年中の収支 年収 5,000,000円  
 社会保険料の支払額 385,200円  
 生命保険の支払額 120,000円（すべて旧一般の生命保険料）

給与所得金額 の計算	$\{5,000,000円 \div 4000 \text{ (小数点第1位以下切り捨て)}\} \times 4000 \times 0.8$ - 440,000円 = 3,560,000円																
所得控除	<table> <tr><td>社会保険料控除</td><td>385,200円 (全額)</td></tr> <tr><td>生命保険料控除</td><td>35,000円 (限度額)</td></tr> <tr><td>配偶者控除</td><td>330,000円</td></tr> <tr><td>扶養控除</td><td>330,000円</td></tr> <tr><td>特定扶養控除</td><td>450,000円</td></tr> <tr><td>基礎控除</td><td>430,000円</td></tr> <tr><td>控除計</td><td>1,960,200円</td></tr> </table>	社会保険料控除	385,200円 (全額)	生命保険料控除	35,000円 (限度額)	配偶者控除	330,000円	扶養控除	330,000円	特定扶養控除	450,000円	基礎控除	430,000円	控除計	1,960,200円		
社会保険料控除	385,200円 (全額)																
生命保険料控除	35,000円 (限度額)																
配偶者控除	330,000円																
扶養控除	330,000円																
特定扶養控除	450,000円																
基礎控除	430,000円																
控除計	1,960,200円																
課税標準額の 計算	3,560,000円 - 1,960,200円 = 1,599,800円 1,599,000円 ※千円未満切り捨て																
所得割額	<p>調整控除前の所得割額</p> <p>市民税 1,599,000円 × 6% = 95,940円          県民税 1,599,000円 × 4.025% = 64,359円</p> <p>調整控除額</p> <p>この場合、合計課税所得金額が200万円以下なので、人的控除額の差の合計額と合計課税所得金額のいずれか少ない金額を比べます。          人的控除額の差の合計額 = 330,000円          (配偶者控除 5万円 + 扶養控除 5万円 + 特定扶養控除 18万円 + 基礎控除 5万円)          合計課税所得金額 = 1,599,000円</p> <p>なので、</p> <p>市民税の調整控除額 330,000円 × 3% = 9,900円          県民税の調整控除額 330,000円 × 2% = 6,600円</p> <p>を、それぞれの所得割額から控除します。</p> <p>市民税 95,940円 - 9,900円 = 86,040円          → 86,000円 ※百円未満切り捨て</p> <p>県民税 64,359円 - 6,600円 = 57,759円          → 57,700円 ※百円未満切り捨て</p>																
均等割額	市民税 3,500円 県民税 1,800円																
年税額	<table> <tr><td></td><td>所得割</td><td>均等割</td><td>年税額</td></tr> <tr><td>市民税額</td><td>86,000円</td><td>+ 3,500円</td><td>= 89,500円</td></tr> <tr><td>県民税額</td><td>57,700円</td><td>+ 1,800円</td><td>= 59,500円</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td>149,000円</td></tr> </table>		所得割	均等割	年税額	市民税額	86,000円	+ 3,500円	= 89,500円	県民税額	57,700円	+ 1,800円	= 59,500円	合計			149,000円
	所得割	均等割	年税額														
市民税額	86,000円	+ 3,500円	= 89,500円														
県民税額	57,700円	+ 1,800円	= 59,500円														
合計			149,000円														

## ウ 退職所得の課税の特例

退職金を一度に受け取る場合、退職金に係る市民税・県民税は給与などの他の所得とは分離して計算し、退職金から特別徴収（天引き）されます。

退職金に係る税額は、退職所得控除後の退職手当等の金額を次の式によって、計算します。

$$\text{退職所得に係る税額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2 \times \text{税率}$$

※上記計算式で計算した結果、マイナスになった場合は、0円とみなします。

※1/2は、勤続年数5年以下の役員等でない場合、及び勤続年数5年以下の役員等以外で退職所得控除額を控除した残額が300万円以内の分に適用されます。

※税率については、市民税6%・県民税4%です。

### 退職所得控除

区 分		勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額
1 通常の場合	20年以下のとき		40万円×勤続年数（80万円に満たない場合には80万円）
	20年を超えるととき		800万円+70万円×（勤続年数-20年）
2	障がい者になったことが直接の原因で退職した場合		（1によって計算した額）+100万円

## エ 分離譲渡所得

### （ア）長期譲渡所得と短期譲渡所得

土地や建物などを売却したときには、その収入（譲渡所得）に対して市民税・県民税がかかります。こうした譲渡所得に対する市民税・県民税は、給与などの他の所得とは分離して計算します（分離課税）。分離課税されるときの税率は、その土地や建物などを所有していた期間などによって異なります。

長期譲渡所得：譲渡した年の1月1日に、所有期間が5年を超えるもの

短期譲渡所得：譲渡した年の1月1日に、所有期間が5年以下のもの

（例）「平成29年4月1日に購入した土地」を「令和4年9月1日」に売却した場合  
 購入してから売却するまでの所有期間 = 5年5か月  
 譲渡した年の1月1日の所有期間 = 4年9か月  
 したがって、この場合には「短期譲渡所得」に対する税率が適用されます。

#### a. 長期譲渡所得の税率

課税長期譲渡所得（A） × 税率 = 税額

税率は、譲渡した土地建物などの種類により、次ページのとおりです。

（長期譲渡所得の税率）

		市民税	県民税
一般の譲渡		3.00%	2.00%
優良住宅地 造成のため の譲渡	2,000万円以下	2.40%	1.60%
	2,000万円超	$((A) - 2,000万円) \times 3.00\% + 48万円$	$((A) - 2,000万円) \times 2.00\% + 32万円$
居住用財産 の譲渡	6,000万円以下	2.40%	1.60%
	6,000万円超	$((A) - 6,000万円) \times 3.00\% + 144万円$	$((A) - 6,000万円) \times 2.00\% + 96万円$

## b. 短期譲渡所得の税率

課税短期譲渡所得 × 税率 = 税額

税率は、譲渡した土地建物などの種類により、次のとおりです。

(短期譲渡所得の税率)

	市民税	県民税
一般の譲渡	5.4%	3.6%
特定の土地等の譲渡	3%	2%

## (イ) 株式等の譲渡所得

### a. 株式等の譲渡所得の申告

株式等を譲渡した場合は、他の所得と区分して税金を計算する「申告分離課税」となります。

また、特定口座制度(金融商品取引業者等が年間の譲渡損益を計算する制度)が設けられており、この特定口座での取引については、源泉徴収口座又は簡易申告口座を選択することができます。源泉徴収口座を選択した場合には、その口座内における年間取引の譲渡損益及び配当等については、原則として、申告をする必要はありません。ただし、他の口座での譲渡損益と相殺する場合、配当所得と損益通算する場合及び上場株式に係る譲渡損失を繰越控除する特例の適用を受ける場合には、申告をする必要があります。

※平成28年1月1日以後に特定公社債等を譲渡した場合におけるその特定公社債等の譲渡による譲渡所得等についても、申告分離課税の対象となりました。

### b. 株式等の譲渡所得等(譲渡益)の金額の計算

総収入金額(譲渡価額) - 必要経費(取得費 + 委託手数料等)  
= 株式等に係る譲渡所得等の金額

### c. 株式等の譲渡所得の税率

譲渡の形態	平成26年分～
金融商品取引業者等を通じた上場株式等の譲渡	20% (所得税15%、市民税・県民税5%)
上記以外の譲渡	20% (所得税15%、市民税・県民税5%)

※所得税は、平成25年から令和19年までは、復興特別所得税として各年分基準所得税額の2.1%を所得税と併せて申告・納付することになります。

### d. 株式等の譲渡に係る主な特例

- ・ 特定口座制度
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失と申告分離課税を選択した配当所得等の通算
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ・ 破産等により株式の価値が失われたときの特例

## e. 市民税・県民税に係る申告不要制度について

申告された上場株式等の譲渡所得等は、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険料・介護保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれます。

なお、税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、確定申告書の第2表の住民税に関する事項に「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄にチェックをしていただくか（すべて申告不要制度を選択する場合）、市民税・県民税申告書をご提出いただくことにより、所得税と異なる課税方法（申告不要制度・申告分離課税）を選択できます。

（例：所得税は申告分離課税、市民税・県民税は申告不要制度）

課税方式の選択は令和5年度（令和4年分）まで適用でき、令和6年度（令和5年分）以後廃止されます。

## (ウ) 上場株式等の配当所得等

### a. 上場株式等の配当所得等

平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等（一定の大口株主等が受けるものを除きます。以下同じです。）については、総合課税のほかに、申告分離課税を選択することができます。

なお、申告する場合には、申告する上場株式等の配当等の全額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。

また、申告分離課税の税率は、平成26年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等については、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、市民税・県民税5%）の税率になります。

※平成28年1月1日以後に支払われた一定の特定公社債等の利子等についても申告分離課税の対象となりました。

### b. 配当控除

申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得については、配当控除の適用はありません。

### c. 上場株式等に係る譲渡損失がある場合

平成21年以後の年分において、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち、前年以前で控除されていないものがある場合には、一定の要件の下、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。（当該上場株式等の配当所得等の金額を限度とします。）

### d. 市民税・県民税に係る申告不要制度について

申告された上場株式等の配当所得等は、扶養控除や配偶者控除の適用、非

課税判定や国民健康保険料・介護保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれます。

なお、税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、確定申告書の第2表の住民税に関する事項に「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄にチェックをしていただくか（すべて申告不要制度を選択する場合）、市民税・県民税申告書をご提出いただくことにより、所得税と異なる課税方法（申告不要制度・総合課税・申告分離課税）を選択できます。

（例：所得税は総合課税、市民税・県民税は申告不要制度）

課税方式の選択は令和5年度（令和4年分）まで適用でき、令和6年度（令和5年分）以後廃止されます。

#### e. 上場株式等の配当等に関する課税関係の整理図

	確定申告をする		確定申告をしない （又は、確定申告はするが市民税・県民税は申告不要制度を選択）
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	
借入金利子の控除	あり	あり 平成26年1月1日～ 20.315%（所得税及び復興特別 所得税15.315%、市民税・県民 税5%）	なし
配当控除	あり	なし	なし
上場株式等の譲渡 損失との損益通算	なし	あり	なし
扶養控除等の判定	合計所得金額に 含まれる	合計所得金額に含まれる（※）	合計所得金額に含ま れない

※上場株式等に係る譲渡損失と申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等との損益通算の特例の適用を受けている場合にはその適用後の金額、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合にはその適用前の金額になります。

### （エ） 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

#### a. 特例の概要

上場株式等を金融商品取引業者等を通じて売却したこと等により生じた損失（以下「上場株式等に係る譲渡損失」といいます。）の金額がある場合は、平成21年分以降、申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限り、以下同じです。）と損益通算ができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり、申告により株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます。

※上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除については、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る配当所得等の金額から控除します。

#### b. 適用手続

この特例の適用を受けるためには、原則として次のことが必要となります。

- ・ **上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得等との損益通算**  
 →この損益通算の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、この規定の適用を受けようとする旨を記載し提出すること。  
 「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」及び「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付がある確定申告書を提出すること。
- ・ **上場株式等の譲渡損失の繰越控除**  
 →上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」及び「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付がある確定申告書を提出すること。  
 その後、当該繰越控除を受けない年分についても、譲渡損を翌年へ繰り越すために、3年間にわたり連続して「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の添付のある確定申告書を税務署に提出すること（株式等に係る譲渡所得等がなかった年も含む）。  
 この繰越控除を受けようとする年分の、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」及び株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付のある確定申告書を提出すること。  
 ※特定公社債等に係る利子所得及び譲渡所得について、上場株式等の配当所得及び譲渡所得との損益通算が可能となり、特定公社債等の譲渡損失のうち、その年に損益通算しても控除しきれない金額は、翌年以降3年間繰越控除ができることとなりました。

## オ 申告と納税

### (ア) 申告

市民税・県民税は、市が税額を計算し、これを納税者に通知し、納税していただく仕組みになっていますが、市が適正な課税を行うために、納税者から市民税・県民税申告書を市長に提出していただくことになっています。

申告をしなければならない方

令和5年1月1日に藤沢市内に住所があり、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに収入があった方。

ただし、次の方は、市民税・県民税申告書を提出する必要はありません。

- ①税務署へ令和4年分の確定申告書を提出した方
- ②令和4年中の収入が給与のみの方で、勤務先から給与支払報告書が藤沢市に提出されている方（勤務先の給与事務担当者へご確認ください。）（※1）
- ③令和4年中の収入が公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金、恩給等）のみの方で、次のいずれかの条件にあてはまる方（※1）
  - ・昭和33年1月1日以前生まれの方で、公的年金等の収入金額が155万円以下の方
  - ・昭和33年1月2日以降生まれの方で、公的年金等の収入金額が105万円以下の方
- ④源泉徴収を行う特定口座内で、市民税・県民税が徴収されている上場株式等

の配当所得等及び上場株式等の譲渡所得のみの方（令和5年度市民税・県民税簡易申告書をご提出ください）（※2）

⑤既に市民税課に令和5年度市民税・県民税申告書を提出済の方

（※1）令和4年中の収入が給与又は公的年金等のみの方で、源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除等）を受ける場合、所得税が源泉されていれば確定申告書、源泉されていない場合は令和5年度市民税・県民税申告書を提出してください。

（※2）④に該当される方で、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受ける場合は、これらの所得を含めて確定申告書又は市民税・県民税申告書を提出してください。

## （イ）納税方法

市民税は、県民税とあわせて納税することとされていますが、それには次の方法があります。

### a. 普通徴収

事業所得者などの市民税・県民税は、申告に基づき計算された税額を、4回の納期（6月、8月、10月、翌年の1月）に分け、市役所からの納税通知書によって納税者が納めます。

### b. 年金特別徴収

前年中に公的年金等を受給されている方で、課税年度の初日（4月1日）時点で、老齢基礎年金などの公的年金等を受給されている65歳以上の方を対象として、介護保険料が特別徴収されている年金から年金支給時に特別徴収（天引き）します。

ただし、以下のいずれかに該当する方は年金特別徴収の対象になりません。

- ・ 介護保険料が公的年金等から特別徴収されていない方
- ・ 市民税・県民税額が特別徴収の対象となる公的年金等から引ききれない方
- ・ 特別徴収の対象となる公的年金等の額が年間18万円未満の方

### 仮徴収税額の算定方法

区分	仮徴収			本徴収		
	徴収月	4月	6月	8月	10月	12月
算定方法	前年度の公的年金等の所得に係る年税額の2分の1を3回に分けて徴収			公的年金等の所得に係る年税額-仮徴収額を3回に分けて徴収		

※初めて年金特別徴収の対象となった年は、10月の年金受給時から特別徴収が始まります。

従って、公的年金等の所得に係る年税額の1/2相当を普通徴収の1期、2期



に納税通知書で納付していただき、残りの1/2相当が年金受給月の10月、12月、2月に年金より特別徴収となります。

2年目以降は、前年度の公的年金等の所得に係る年税額の2分の1を3回に分けて4・6・8月に特別徴収（仮徴収）し、新年度の公的年金等の所得に係る年税額から仮徴収額の合計額を差し引いた残りの税額を10・12・2月に特別徴収（本徴収）します。

なお、65歳未満の方で公的年金等を受給されている方は、公的年金等からの特別徴収ができません。

年度の途中で年金特別徴収が中止となる場合

- ①藤沢市の介護保険料が公的年金から特別徴収されないとき
- ②藤沢市を転出し、藤沢市の介護保険被保険者でなくなったとき
- ③公的年金から特別徴収されている方がお亡くなりになったとき
- ④所得税の確定申告、市民税・県民税の申告等により、税額が変更となったとき（期限後申告や所得税の更正の請求、修正申告など）
- ⑤年金保険者からの再裁定による支払金額等の訂正通知により、所得額及び所得控除額の変更により税額が変更になったとき
- ⑥年金保険者から年金の差止や失権により公的年金自体が停止したときなど

※②の場合、転出日に応じて、以下のとおり年金特別徴収が継続されます。

- ・1月から3月までの期間に転出した場合  
→4月・6月・8月の仮徴収は継続/10月からの本徴収は中止
- ・4月から12月までの期間に転出した場合  
→10月・12月・2月の本徴収は継続/4月からの仮徴収は中止

※④⑤の場合、12月分又は2月分の本徴収税額が変更になる場合のみ年金特別徴収が継続されます。

### c. 給与特別徴収

給与所得者の市民税・県民税は、特別徴収税額の決定・変更通知書により、市役所から給与の支払者を通じて通知され、給与の支払者が、毎月の給与の支払いの際にその方の給与から天引きして、これを翌月の10日までに市役所に納入していただくことになっています。

この場合、納税者が退職などにより、給与の支払いを受けなくなったときは、次の場合を除き、残った税額を普通徴収の方法に切り替えて納税します。

- ①新たに会社などに再就職し、引き続き特別徴収されることを申し出た場合。
- ②6月1日から12月31日までの間に退職した方で、残った税額を支給される退職手当などからまとめて特別徴収されることを申し出た場合。
- ③翌年1月1日から4月30日までの間に退職した方で、①に該当しない人の場合。（この場合は、本人の申し出がなくても、給与又は退職金から残りの税額が徴収されます。）

※勤務先からの給与所得以外の所得がある場合の納税方法

給与所得、公的年金等に係る所得以外（令和5年4月2日現在65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る税額については、給与特別徴収への合算、若しくは普通徴収を

本人が選択できます。申告時に確定申告書第二表住民税に関する事項又は市民税・県民税申告書の徴収方法の選択欄に記入してください。選択がない場合は原則給与特別徴収に合算し天引きとなります。ご希望により変更することは可能ですので市民税課へご連絡ください。

ただし、普通徴収（「自分で納付する」）を選択した場合でも、他の所得がマイナスである場合など、合算して徴収する方法でしか対応できない場合がありますのでご了承ください。

# 1. 通知書の見方

## ①年税額(=②+③+④)

今年度に納める市民税・県民税の総額です。その1~その3で詳細な内訳を記載しています。

## ②普通徴収税額

年税額のうち、納付書(又は口座振替)で納める税額で、第1~4期までの最大4回に分割したものです。各納期限までに藤沢市公金取扱金融機関(納付書裏面に記載)でお納めください。事前に口座振替の手続きをされている場合は、口座からの引き落としとなるため、納付書は同封していません。

## ③給与と特別徴収税額

年税額のうち、給与から引き落とし(特別徴収)で納める税額です。その年の6月から翌年5月までの最大12回に分割し、給与の支払者が各月の給与から税額を天引きしますので、個人で直接納付する必要はありません。

## ④年金特別徴収税額

年税額のうち、公的年金からの引き落とし(特別徴収)で納める税額です。年金に係る雑所得に対する税額で、年金支払者が年金支給月に公的年金から引き落としますので、個人で直接納付する必要はありません。

## 変更事由

税額が変更となり、通知書が出ることになった事由が記載されています。

## 問い合わせ番号(通知書番号)

お問い合わせの際は、こちらの番号とお名前をお伝えください。

## ⑥既課税額

(過年度の通知のみ) 年税額のうち、既に市民税・県民税(税額決定)納税通知書又は特別徴収税額決定(変更)通知書にてお知らせしている税額です。

この通知は再交付することができません。紛失した場合は所得金額等を証明する必要がある場合は、所得(課税)証明書をお取りください。

令和 年度 市民税・県民税 普通徴収通知書

251-0054 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢 納税太郎 様

問い合わせ番号(通知書番号) 04-123456789

令和 年 6月 日 藤沢市長

変更事由

00001

税額	① 年税額	普通徴収税額(A)	給与と特別徴収税額(B)	年金特別徴収税額(C)	⑥ 既課税額
今回	107,100	104,500	0	2,600	0

※前年度途中で税額が変更となった場合は、前年度に金額を記載しています。

その1: 普通徴収税額(A)の内訳【納付書または口座引き落とし】

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	令和 年 6月 日	令和 年 8月 日	令和 年 10月 日	令和 年 1月 日
今回	28,500	26,000	25,000	25,000
未納	0	0	0	0
納付済額	28,500	26,000	25,000	25,000

その2: 給与と特別徴収税額(B)の内訳【給与から天引き】

特別徴収月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
今回	0	0	0	0	0	0	0
未納	0	0	0	0	0	0	0
特別徴収月	1月	2月	3月	4月	5月	給与と特別徴収税額	
今回	0	0	0	0	0	0	
未納	0	0	0	0	0	0	

その3: 年金特別徴収税額(C)の内訳【年金から天引き】

特別徴収月	令和 年 4月	令和 年 8月	令和 年 10月	令和 年 12月	令和 年 2月	年金特別徴収税額
今回	0	0	1,000	800	800	2,600
未納	0	0	0	0	0	0

仮徴収税額(来年度分)

特別徴収月	令和 年 4月	令和 年 6月	令和 年 8月
今回	1,000	800	800
未納	0	0	0

## ⑤仮徴収税額(来年度分)

来年の4月・6月・8月に来年度の仮徴収として、今年度の年金に係る税額の半額を3回に分けて、公的年金から引き落とします。

その4: 所得・控除の明細

項目	今回	前年度
収入金額	1,500,000	
所得金額	850,000	
収入金額	2,500,000	
所得金額	1,400,000	
賞業(等)所得	700,000	
上場株式等配当所得	200,000	

配偶者控除・扶養控除・障がい者控除・ひとり親控除などに該当しているときは「※」印又は人数が記載されています。

項目	今回	前年度
合計所得	3,150,000	

その5: 税額の計算明細

項目	課税標準額	今回	市民税	県民税
総所得	1,292,000	77,520	52,003	
上場株式等配当等	200,000	6,000	4,000	
税額控除前所得割額①		83,520	56,003	
税額控除等②		22,540	15,033	
税額控除後所得割額③(①-②)		60,980	40,970	
均等割額④		3,500	1,800	
年税額⑤			107,100	

税額控除等の内訳

項目	今回	市民税	県民税
調整控除額	6,300	4,200	
富附金税額控除額	10,240	6,833	
配当割額・株式譲渡所得割額	6,000	4,000	

配当割額・株式譲渡所得割額

項目	今回	前年度
配当割額⑥	10,000	
株式譲渡所得割額	0	
合計⑥(⑥+⑦)	10,000	
所得割から控除した金額	10,000	
控除額に相当した金額	0	
残額(⑧-⑥-⑦)	0	

所得控除の内訳

項目	今回	前年度
医療費控除	60,000	
社会保険料控除	150,000	
生命保険料控除	35,000	
地震保険料控除	12,500	
障害者控除	260,000	
配偶者控除	380,000	
扶養控除	330,000	
基礎控除	430,000	

項目	今回	前年度
所得控除合計	1,657,500	
扶養控除等		
配偶者控除	1	
障害者控除	1	
その他	0	
本人控除		
配偶者控除		
その他		
障がい者控除		
ひとり親控除		
基礎控除		

※負担税所得割額の1円未満の端数金額は取崩しています。

項目	課税標準額	今回	市民税	県民税
調整控除額		6,300	4,200	
富附金税額控除額		10,240	6,833	
配当割額・株式譲渡所得割額		6,000	4,000	

口座振替により納付される方のみ印字されます。

普通徴収税額(A)は、下記の白欄から引き落とされます。金融機関名

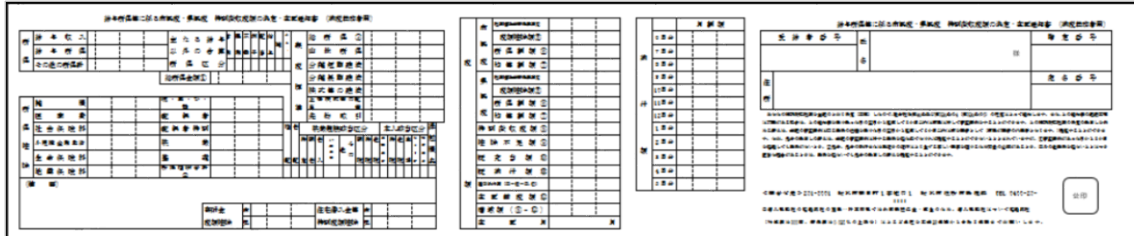
口座種別	口座番号	振替区分
口座名義人		

※振替区分が空欄の場合は、第1期の納期日に金額が引き落とされます。ただし、後2期以降に税額が生じた場合は、期納納付となります。

- ⑦合計所得(一繰越控除一分離特別控除)-①所得控除合計=⑧課税標準額
- ⑧総所得×税率(市民税6%、県民税4.025%)+分離所得×税率(所得種によって異なります)=⑨税額控除前所得割額
- ⑨税額控除前所得割額-②税額控除等=⑩税額控除後所得割額
- ⑩税額控除後所得割額+均等割額(市民税3,500円、県民税1,800円)=①年税額

特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の見方

（↓特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の見方）



白地に紺字で印字されており、横長の形です。

（↓通知書左側を拡大したもの）

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）											
所得	給与収入		主たる給与以外の合算	養育費	不利配当	給付	課税	総所得			
	給与所得		所得区分	等	子	当	税	山林所得			
	その他の所得計		所得区分				税	分離短期譲渡			
		総所得金額①						株式等の譲渡			
所得控除	雑損		障害・等・勤				課税標準	上場株式等の配当等			
	医療費		配偶者				税	先物取引			
	社会保険料		配偶者特別				税				
	小規模企業共済		扶養				税				
	生命保険料		基礎				税				
	地震保険料		所得控除合計				税				
(摘要)											
		寄附金	市	税額控除	税	A	住宅借入金等		市	B	
		税額控除	税				特別税額控除		税		
税額	市民税	税額控除額⑤								C	
	市民税	所得割額⑥									
		均等割額⑦									
	県民税	税額控除額⑤									C
		所得割額⑥									
	均等割額⑦										
特別徴収税額⑧											
控除不足額⑨											
既充当額⑩											
既納付額⑪											
繰上納付額⑫-⑭-⑯											
変更前税額⑮											
増減額⑰-⑱											
変更月											

A：寄附金税額控除（ふるさと納税等）があれば、市民税・県民税の控除額が表示されます。

B：住宅借入金等特別税額控除があれば、市民税・県民税の控除額が表示されます。

C：調整控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除（ふるさと納税等）・外国税額控除・配当割又は株式等譲渡所得割額の控除等の合計額が表示されます。寄附金税額控除及び住宅借入金等特別税額控除はA、Bに内訳が記載されます。

		月割額	
納	6月分		
	7月分		
	8月分		
	9月分		
	10月分		
付	11月分	①	
	12月分		
	1月分		
	2月分		
	3月分		
額	4月分		
	5月分		

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

受給者番号	氏名	様	指定番号
住所			宛名番号

あなたの特別徴収税額を前記のとおり決定（変更）したので、随分後第41条及び第42条の4（第42条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める野見は、前記の審査請求に係る徴決の通告を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、税分の取消しの野見は、前記の審査請求に対する徴決を控えた後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても徴決がないとき、②税分、税分の執行または手続上の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その徴決を控えないことにつき正当な理由があるときは、徴決を控えないでも税分の取消しの野見を提起することができます。

< 問合せ先 > 251-9601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所市民税課 TEL 0466-25-1111

◎個人県民税の超過課税の延長…神奈川県では水源保護保全・再生のため、個人県民税について超過課税（均等割は300円、所得割は0.025%の上乗せ）によるご負担を平成29年度から令和8年度までお願いいたします。

公印

D：毎月の給与から差し引かれる税額を記載しています。

## (2) 法人の市民税

市内に事務所等又は寮等を有する法人に課税される税金です。申告と納付は法人自らが計算し、各々の法人が定める事業年度終了の日の翌日から2か月以内に行います。

なお、法人県民税は、県税事務所が所管しています。

### ア 納税義務者

次に掲げる法人は、法人市民税の納税義務があります。

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所がある法人	○	○
市内に寮、保養所などをもつ法人で、市内に事務所、事業所がない法人	○	
公益法人などで収益事業を行うもの	○	○
公益法人などで収益事業を行わないもの(※)	○	

※一部均等割非課税のものがあります。

### イ 均等割額

次の区分により、税率が決まります。

資本金等の額(※)の区分	従 業 者 数 の 区 分	均等割の税率
50億円を超える法人	本市事業所等の従業者数が50人を超えるもの	3,000,000円
	本市事業所等の従業者数が50人以下のもの	410,000円
10億円を超え50億円以下の法人	本市事業所等の従業者数が50人を超えるもの	1,750,000円
	本市事業所等の従業者数が50人以下のもの	410,000円
1億円を超え10億円以下の法人	本市事業所等の従業者数が50人を超えるもの	400,000円
	本市事業所等の従業者数が50人以下のもの	160,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	本市事業所等の従業者数が50人を超えるもの	150,000円
	本市事業所等の従業者数が50人以下のもの	130,000円
1千万円以下の法人	本市事業所等の従業者数が50人を超えるもの	120,000円
	本市事業所等の従業者数が50人以下のもの	50,000円
資本金・出資金を有しない法人		50,000円

※「エ 資本金等の額」参照

## ウ 法人税割額

次の区分により定められた税率を法人税額に乘じ、計算します。

### 算式

$$\text{法人税額} \times \text{税率} = \text{法人税割の税額}$$

資本金等の額(※1)	税率	税率(※2)
10億円を超える法人	$\frac{8.4}{100}$	$\frac{12.1}{100}$
5億円を超え10億円以下の法人	$\frac{7.2}{100}$	$\frac{10.9}{100}$
5億円以下である法人、 資本金若しくは出資金を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社を除く。) 又は人格のない社団等	$\frac{6.0}{100}$	$\frac{9.7}{100}$

※1 「エ 資本金等の額」参照

※2 平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用する税率です。

地方税法では、標準税率・制限税率が定められており、本市では、資本金等の額が5億円を超える法人については標準税率を超える税率を採用しています。

## エ 資本金等の額

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、法人市民税法人税割・均等割ともに、資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合、「資本金等の額」は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とします。

## ご質問にお答えします

### 転出後の市民税・県民税は・・・？



私は令和5年3月30日に藤沢市から山形市へ転出しましたが、6月に藤沢市から令和5年度の市民税・県民税の納税通知書が送られてきました。もう藤沢市の市民ではないのに、転出前の藤沢市に納税する義務があるのでしょうか。

個人の市民税・県民税は、その年の1月1日（賦課期日）現在に住んでいる市町村が課税することになっています。あなたの場合、令和5年1月1日現在は藤沢市に住んでいましたので、その後、山形市へ転出されても、令和5年度の市民税・県民税は、藤沢市へ納めていただくことになります。

### 死亡した方の市民税・県民税は・・・？



私の夫は、今年の3月に死亡しましたが、令和5年度の市民税・県民税の納税通知書が送られてきました。納める必要があるのでしょうか。

市民税・県民税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に住んでいる方に対し、前年中（前年の1月から12月まで）の所得に基づき課税することになっています。したがって、昨年中に亡くなられた方には課税されませんが、今年の1月2日以降に亡くなられた方に対しては、令和5年度の市民税・県民税が課税され、相続人が納税義務を引き継ぐことになります。

### 退職後の市民税・県民税は・・・？



私は、令和4年9月に退職し、現在は無職です。令和5年1月に市民税・県民税の納税通知書が送られてきましたが、さらに6月にも納税通知書が送られてきました。なぜでしょうか。

市民税・県民税は、前年中の所得に基づき課税することになっていますので、前年中に所得があれば、たとえ今年所得がなかったとしても、市民税・県民税は納めていただくことになります。

令和5年1月の納税通知書については、会社員などの特別徴収（給料天引き）の場合は、賦課決定した1年間の税額が、通常6月から翌年の5月までの12回に分けて給料から天引きされますが、退職によって途中から給料からの天引きができなくなったため、当該納税通知書は、令和4年度分の残りの税額に対する納税通知として送られたものです。また、6月の納税通知書は、令和4年中の所得（1月から9月退職時までの所得）に基づく令和5年度税額を通知したものとなります。

### パート収入の市民税・県民税は・・・？



私の妻は、近所のスーパーにパートタイムで勤めています。年間収入がいくらになると、市民税・県民税が課税されますか。

市民税・県民税は、収入金額が100万円を超えると課税されます。

パート年収	所得税	市民税・県民税
100万円以下	かからない	かからない
100万円超103万円以下	かからない	かかる
103万円超	かかる	かかる